

生活保護における医療費一部自己負担に係る指定都市市長会要請（案）

我が国は、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を目指し、国民皆保険制度を構築したが、急速な高齢化や医療技術の高度化などによる医療費の増加は、現在でも大きな課題となっており、今後、超高齢社会の進展とともに一層増大することが予測されることから、安定的で持続可能な制度としての再構築が求められているところである。

そのような状況の中、指定都市においても様々な取組を実施しているが、医療費の適正化を考える上で、生活保護における医療扶助の適正化は大きな課題である。

医療保険加入者については保険料の支払いや医療機関受診時の窓口負担がある一方、生活保護受給者は自己負担がないことなど、過剰な受診等に対する抑制効果が働きづらい状況となっている。

地方自治体においては、生活保護に係る医療扶助の適正化に向けて、生活保護受給者の医療機関への受診状況や病状の把握に努め、医療機関から届く診療報酬明細書（レセプト）の点検や医療機関への指導、受給者本人への受診指導を行うなど諸策を講じている。しかしながら、会計検査院の報告において、高頻度入院や頻回受診者等について指摘がなされ、厚生労働省に対して各種施策の立案、見直しが求められるなど、国において更なる適正化に向けた対策が必要である。

国においては、生活保護受給者の医療費の適正化のため、データを収集し、受診傾向や診療内容等と医療費の関係の分析を進めるべきである。そして、生活保護受給者の必要な受診を抑制することがないように十分に留意しつつ、最低限度の生活を保障した上で、医療費の一部自己負担の導入について、地方自治体の意見を十分聞きながら、医療保険制度全体の在り方を含めて検討を行うことを求める。

平成27年12月25日
指定都市市長会